

# 入札契約適正化法等に基づく実施状況調査の結果について

平成25年9月10日  
国土交通省  
総務省  
財務省

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(以下「入札契約適正化法」という。)に基づき、公共工事の発注者による入札契約の適正化の取組状況について、毎年度1回調査しています。また、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」についての取組状況を合わせて調査しています。

本日、平成24年度の調査結果並びに入札契約適正化法の対象である国、特殊法人等及び地方公共団体ごとの実施状況及び今後の取組方針を取りまとめ、公表しましたので、お知らせいたします。

別紙1:実施状況調査の集計結果

別紙2:入札契約適正化法対象の各団体の入札契約制度の現状について

※本紙における集計結果の割合については、端数処理の関係上、合計値が100%にならない場合があります。

(調査対象機関)

- ・国 19機関
- 特殊法人等 126法人(前回127法人)
- 地方公共団体 47都道府県  
20指定都市(前回19指定都市)  
1,722市区町村(前回1,727市区町村)

(調査対象時点)

- ・平成24年9月1日現在

(調査結果の概要) ※詳細については、別添参照。

◆国及び特殊法人等について

<一般競争入札の導入について>

- ・平成18年よりすべての機関で導入済み。

<総合評価方式の導入について>

- ・国においては、平成23年と同様に17機関(89.5%)、特殊法人等においては、122機関(96.8%)(※)で導入済み。

(※)特殊法人等は調査対象機関が1団体減っているため平成23年は123団体で導入済み。

<低入札価格調査基準価格の算定式について>

- ・平成23年4月中央公契連モデルを採用又は準拠している機関は、国においては、12機関(63.2%)から15機関(78.9%)、特殊法人等においては、113機関(89.7%)から117機関(93.6%)にそれぞれ増加している。

◆地方公共団体について

＜一般競争入札の導入について＞

・都道府県及び指定都市においては、すべての団体で導入済み。市区町村においては、1,196団体(69.5%)から1,205団体(70.0%)に増加。

＜総合評価方式の導入について＞

・都道府県及び指定都市においては、すべての団体で導入済み。市区町村においては、1,072団体(62.3%)から1,077団体(62.5%)に増加。

＜ダンピング対策について＞

・低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、都道府県及び指定都市においては、すべての団体がいずれかの制度を導入済み。市区町村においては、いずれかの制度を導入している団体が1,468団体(85.2%)から1,490団体(86.5%)に増加。

＜予定価格等の公表時期について＞

・予定価格等の事後公表を行っている団体は、都道府県においては29団体(61.7%)から30団体(63.8%)に、指定都市においては13団体(68.4%)から14団体(70.0%)に、市区町村においては746団体(43.3%)から766団体(44.5%)にそれぞれ増加。

＜低入札価格調査基準価格の公表時期について＞

・低入札価格調査制度を導入している団体のうち、低入札価格調査基準価格の事後公表を行っている団体は、都道府県においては38団体(80.9%)で増減なし、指定都市においては17団体(89.5%)から19団体(95.0%)に、市区町村においては329団体(54.6%)から343団体(56.0%)にそれぞれ増加。

＜最低制限価格の公表時期について＞

・最低制限価格制度を導入している団体のうち、最低制限価格の事後公表を行っている団体は、都道府県においては34団体で増減なし。指定都市においては16団体(84.2%)から17団体(85.0%)に、市区町村においては677団体(51.9%)から712団体(52.7%)にそれぞれ増加。

## 1. 国及び特殊法人等の取組状況等について

## (1) 一般競争入札の導入状況

国及び特殊法人等においては、平成18年よりすべての機関において一般競争入札を導入しています。

また、一般競争入札において、地域要件採用している機関のうち、国では66.7%、特殊法人等では89.3%が運用方針を設定しています。

## ① 一般競争入札の導入について

	本格導入		試行導入		未導入	
	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1
国	19	19	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特殊法人等	127	126	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

## ② 一般競争入札において地域要件を設定している場合の運用方針について

	運用方針を定めている				運用方針を定めていない	
	公表している		非公表		H23.9.1	H24.9.1
	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1		
国	3	2	3	4	3	3
	33.3%	22.2%	33.3%	44.4%	33.3%	33.3%
特殊法人等	99	99	10	9	12	13
	81.8%	81.8%	8.3%	7.4%	9.9%	10.7%

※ 地域要件を採用していない発注機関を除く。

## (2) 総合評価方式の導入状況

国においては、平成23年と同様に17機関(89.5%)、特殊法人等においては、122機関(96.8%)(※)で導入しています。

(※)特殊法人等は調査対象機関が1団体減っているため平成23年は123団体で導入済み。

## ① 総合評価方式の導入について

	本格導入		年度内本格導入		試行導入		年度内試行導入		未導入(年度内導入予定なし)	
	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1
国	13	14	1	0	3	3	0	0	2	2
	68.4%	73.7%	5.3%	0.0%	15.8%	15.8%	0.0%	0.0%	10.5%	10.5%
特殊法人等	117	117	0	0	6	5	0	0	4	4
	92.1%	92.9%	0.0%	0.0%	4.7%	4.0%	0.0%	0.0%	3.1%	3.2%

(3)低入札価格調査基準価格の算定式について

平成23年4月に改正された中央公契連モデルを採用又は準拠している機関は、国では78.9%(23年度63.2%)、特殊法人等では、93.6%(23年度9.7%)にそれぞれ増加しています。

	独自モデルを採用				
	平成21年4月中央公契連モデル水準と同等以上		うち平成23年中央公契連モデル水準と同等以上	独自モデルを採用平成21年4月中央公契連モデル水準より低い	
	H23.9.1	H24.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1
国	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
特殊法人等	1 0.8%	1 0.8%	0 0.0%	3 2.4%	1 0.8%

	平成23年4月中央公契連モデルを採用		平成23年4月中央公契連モデルに準拠		平成21年4月中央公契連モデルを採用		平成21年4月中央公契連モデルに準拠	
	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1
国	10 52.6%	14 73.7%	2 10.5%	1 5.3%	7 36.8%	4 21.1%	0 0.0%	0 0.0%
特殊法人等	112 88.9%	115 92.0%	1 0.8%	2 1.6%	5 4.0%	2 1.6%	0 0.0%	0 0.0%

	平成20年6月中央公契連モデルを採用		平成20年6月中央公契連モデルに準拠		昭和61年6月中央公契連モデルを採用		昭和61年6月中央公契連モデルに準拠		算定式は非公表	
	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1
国	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
特殊法人等	1 0.8%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%	3 2.4%	2 1.6%	0 0.0%	1 0.8%	0 0.0%	0 0.0%

## 2. 地方公共団体の取組状況について

### (1) 一般競争入札の導入状況

都道府県及び指定都市においては、すべての団体において一般競争入札を導入しています。

また、市区町村においては、一般競争入札の導入率が平成23年度の69.5%から平成24年度に70.0%に増加しています。

一般競争入札において、地域要件を採用している団体のうち、都道府県及び指定都市においてはすべての団体で運用方針を設定しています。また、市区町村においては5.1%が運用方針を設定しています。

#### ① 一般競争入札の導入について

	本格導入		試行導入		未導入	
	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1
都道府県	47	47	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
指定都市	19	20	0	0	0	0
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
市区町村	969	1005	227	200	526	517
	56.3%	58.4%	13.2%	11.6%	30.5%	30.0%
計	1035	1072	227	200	526	517
	57.9%	59.9%	12.7%	11.2%	29.4%	28.9%

#### ② 一般競争入札において地域要件を設定している場合の運用方針について

	運用方針を定めている				運用方針を定めていない	
	公表している		非公表			
	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1
都道府県	28	27	18	19	0	0
	60.9%	58.7%	39.1%	41.3%	0.0%	0.0%
指定都市	14	14	4	6	1	0
	73.7%	70.0%	21.1%	30.0%	5.3%	0.0%
市区町村	365	365	206	229	510	485
	33.8%	33.8%	19.1%	21.2%	47.2%	44.9%
計	407	406	228	254	511	485
	35.5%	35.5%	19.9%	22.2%	44.6%	42.4%

※ 一般競争入札を行っていない発注機関及び地域要件を採用していない発注機関を除く。

## (2) 総合評価方式の導入状況

都道府県及び指定都市においては、すべての団体において総合評価方式を導入（試行導入等を含む。）しています。また、市区町村では平成23年度に62.3%であった総合評価方式の導入率が平成24年度には62.5%に増加しています。

### ① 総合評価方式の導入について

	本格導入		年度内本格導入		試行導入		年度内試行導入		未導入（年度内導入予定なし）	
	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1
都道府県	29 61.7%	29 61.7%	0 0.0%	0 0.0%	18 38.3%	18 38.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	9 47.4%	9 45.0%	0 0.0%	2 10.0%	10 52.6%	9 45.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	163 9.5%	166 9.6%	1 0.1%	14 0.8%	890 51.7%	873 50.7%	18 1.0%	24 1.4%	650 37.7%	645 37.5%
計	201 11.2%	204 11.4%	1 0.1%	16 0.9%	918 51.3%	900 50.3%	18 1.0%	24 1.3%	650 36.4%	645 36.1%

## (3) 低入札価格調査制度、最低制限価格制度のダンピング対策について

ダンピング対策としての低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、平成23年度と同様に全ての都道府県及び指定都市においていずれかの制度を導入しています。また、市区町村におけるいずれかの制度を導入している団体の割合は、平成23年度の85.2%から86.5%に増加しました。

	低入札価格調査制度のみ導入		低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を併用		最低制限価格制度のみ導入		いずれの制度も導入していない	
	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1
都道府県	5 10.6%	4 8.5%	42 89.4%	43 91.5%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	19 100.0%	20 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	163 9.5%	138 8.0%	440 25.6%	475 27.6%	865 50.2%	877 50.9%	254 14.8%	232 13.5%
計	168 9.4%	142 7.9%	501 28.0%	538 30.1%	865 48.4%	877 49.0%	254 14.2%	232 13.0%

(3)－2低入札価格調査基準価格の算定式について

	独自モデルを採用			独自モデルを採用 平成21年4月中央公 契連モデル水準 より低い	
	平成21年4月中央公 契連モデル水準と 同等以上	うち平成 23年中央 公契連モ デル水準 と同等以 上		平成23年4月中央公 契連モデルを採用	平成23年4月中央公 契連モデルに準拠
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	11 23.4%	13 27.7%	13 27.7%	4 8.5%	1 2.1%
指定都市	3 15.8%	4 20.0%	3 15.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	38 6.3%	46 7.5%	26 4.2%	74 12.3%	65 10.6%
計	52 7.8%	63 9.3%	42 6.2%	78 11.7%	66 9.7%

	平成23年4月中央公 契連モデルを採用		平成23年4月中央公 契連モデルに準拠		平成21年4月中央公 契連モデルを採用		平成21年4月中央公 契連モデルに準拠	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	19 40.4%	24 51.1%	4 8.5%	7 14.9%	5 10.6%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%
指定都市	4 21.1%	8 40.0%	4 21.1%	5 25.0%	5 26.3%	2 10.0%	2 10.5%	1 5.0%
市区町村	90 14.9%	183 29.9%	27 4.5%	42 6.9%	125 20.7%	81 13.2%	40 6.6%	24 3.9%
計	113 16.9%	215 31.6%	35 5.2%	54 7.9%	135 20.2%	83 12.2%	43 6.4%	25 3.7%

	平成20年6月中央公 契連モデルを採用		平成20年6月中央公 契連モデルに準拠		昭和61年6月中央公 契連モデルを採用		昭和61年6月中央公 契連モデルに準拠		算定式は非公表	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.1%	1 2.1%	2 4.3%	1 2.1%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	55 9.1%	45 7.3%	17 2.8%	16 2.6%	47 7.8%	37 6.0%	18 3.0%	14 2.3%	72 11.9%	60 9.8%
計	55 8.2%	45 6.6%	17 2.5%	16 2.4%	48 7.2%	37 5.4%	19 2.8%	15 2.2%	74 11.1%	61 9.0%

※ 低入札価格調査制度を採用していない発注機関を除く。

(3)－3最低制限価格の算定式について

	独自モデルを採用 平成21年4月中央公 契連モデル水準と 同等以上			うち平成 23年中央 公契連モ デル水準 と同等以 上		独自モデルを採用 平成21年4月中央 公契連モデル水準 より低い	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	11 26.2%	12 27.9%	12 27.9%	1 2.4%	0 0.0%		
指定都市	3 15.8%	4 20.0%	4 20.0%	0 0.0%	0 0.0%		
市区町村	131 10.0%	155 11.5%	85 6.3%	160 12.3%	145 10.7%		
計	145 10.6%	171 12.1%	101 7.1%	161 11.8%	145 10.2%		

	平成23年4月中央公 契連モデルを採用		平成23年4月中央公 契連モデルに準拠		平成21年4月中央公 契連モデルを採用		平成21年4月中央公 契連モデルに準拠	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	11 26.2%	13 30.2%	6 14.3%	11 25.6%	3 7.1%	0 0.0%	1 2.4%	0 0.0%
指定都市	4 21.1%	6 30.0%	4 21.1%	6 30.0%	3 15.8%	1 5.0%	4 21.1%	2 10.0%
市区町村	157 12.0%	290 21.4%	38 2.9%	80 5.9%	191 14.6%	126 9.3%	66 5.1%	41 3.0%
計	172 12.6%	309 21.8%	48 3.5%	97 6.9%	197 14.4%	127 9.0%	71 5.2%	43 3.0%

	平成20年6月中央公 契連モデルを採用		平成20年6月中央公 契連モデルに準拠		昭和61年6月中央公 契連モデルを採用		昭和61年6月中央公 契連モデルに準拠		算定式は非公表	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	1 2.4%	1 2.3%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 19.0%	6 14.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.3%	1 5.0%
市区町村	76 5.8%	51 3.8%	22 1.7%	20 1.5%	48 3.7%	40 3.0%	20 1.5%	18 1.3%	396 30.3%	386 28.6%
計	77 5.6%	52 3.7%	22 1.6%	20 1.4%	48 3.5%	40 2.8%	20 1.5%	18 1.3%	405 29.6%	393 27.8%

※ 最低制限価格制度を採用していない発注機関を除く。



#### (4) 予定価格等の公表時期について

予定価格等の事後公表(事前公表、非公表との併用を含む。)については、都道府県では63.8%(23年度61.7%)、指定都市では70.0%(23年度68.4%)、市区町村では44.5%(23年度43.3%)にそれぞれ増加しています。

低入札価格調査基準価格の事後公表(事前公表、非公表との併用を含む。)については、制度導入団体のうち、都道府県では80.9%(23年度80.9%)で増減なし、指定都市では95.0%(23年度89.5%)、市区町村では56.0%(23年度54.6%)にそれぞれ増加しています。

最低制限価格の事後公表(事前公表、非公表との併用を含む。)については、都道府県では事後公表を実施している団体数は増減ありません。指定都市では85.0%(23年度84.2%)に、市区町村では52.7%(23年度51.9%)にそれぞれ増加しています。

##### ① 予定価格等の公表時期について

	事後公表		事前公表及び 事後公表の併用		事前公表		非公表	
	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1
都道府県	13 27.7%	14 29.8%	16 34.0%	16 34.0%	18 38.3%	17 36.2%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	4 21.1%	5 25.0%	9 47.4%	9 45.0%	6 31.6%	6 30.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	510 29.6%	529 30.7%	216 12.5%	218 12.7%	775 45.0%	763 44.3%	185 10.7%	173 10.0%
計	527 29.5%	548 30.6%	241 13.5%	243 13.6%	799 44.7%	786 43.9%	185 10.3%	173 9.7%

	非公表と 事後公表の併用		非公表と 事前公表の併用	
	H23.9.1	H24.9.1	H23.9.1	H24.9.1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	20 1.2%	19 1.1%	16 0.9%	20 1.2%
計	20 1.1%	19 1.1%	16 0.9%	20 1.1%

② 低入札価格調査基準価格の公表時期について

	事後公表		事後公表及び 事前公表を併用		事前公表		非公表	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	38 80.9%	38 80.9%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.3%	2 4.3%	7 14.9%	7 14.9%
指定都市	17 89.5%	18 90.0%	0 0.0%	1 5.0%	2 10.5%	1 5.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	309 51.2%	326 53.2%	12 2.0%	9 1.5%	58 9.6%	59 9.6%	214 35.5%	207 33.8%
計	364 54.4%	382 56.2%	12 1.8%	10 1.5%	62 9.3%	62 9.1%	221 33.0%	214 31.5%

	原則非公表、 一部事後公表		原則非公表、 一部事前公表	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	8 1.3%	8 1.3%	2 0.3%	4 0.7%
計	8 1.2%	8 1.2%	2 0.3%	4 0.6%

※ 低入札価格調査制度を採用していない発注機関を除く。

③ 最低制限価格の公表時期について

	事後公表		事後公表及び 事前公表を併用		事前公表		非公表	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	34 81.0%	34 79.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.8%	2 4.7%	6 14.3%	7 16.3%
指定都市	16 84.2%	17 85.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 15.8%	3 15.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	616 47.2%	650 48.1%	37 2.8%	37 2.7%	178 13.6%	179 13.2%	442 33.9%	453 33.5%
計	666 48.8%	701 49.5%	37 2.7%	37 2.6%	183 13.4%	184 13.0%	448 32.8%	460 32.5%

	原則非公表、 一部事後公表		原則非公表、 一部事前公表	
	H23. 9. 1	H24. 9. 1	H23. 9. 1	H24. 9. 1
都道府県	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
指定都市	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
市区町村	24 1.8%	25 1.8%	8 0.6%	8 0.6%
計	24 1.8%	25 1.8%	8 0.6%	8 0.6%

※ 最低制限価格制度を採用していない発注機関を除く。